



平成 17 年 3 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ チ ヤ  
代表者名 代表取締役社長 吉岡 公和  
(ジャスダック コード 9 9 6 8 )  
問合せ先 取締役財務部長 曾我部 達雄  
T E L 088-823-2638

### 第 3 回新株予約権の割当先等決定に関するお知らせ

本日開催の当社取締役会において、平成 17 年 2 月 18 日開催の当社取締役会の決議に基づく、株式会社イチャ第 3 回新株予約権発行に関する割当先について、その割当先及び割当個数等を決議しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

#### 記

新株予約権の割当先及び割当数

次の 2 社に割り当てる。

|                |           |                                                                                         |
|----------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 割当先の氏名又は名称     |           | RICH PENINSULA TRADING LIMITED (リッチ ペニンシュラ トレーディング リミテッド)                               |
| 割当新株予約権総数 (個)  |           | 125,000 個                                                                               |
| 新株予約権引受の際の払込金額 |           | 無償                                                                                      |
| 新株予約権行使の際の払込金額 |           | 1,250,000,000 円                                                                         |
| 割当先の内容         | 住所        | P.O.BOX 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands |
|                | 代表者の氏名    | Callumberg Limited                                                                      |
|                | 資本の額      | US\$50,000                                                                              |
|                | 発行済株式総数   | -                                                                                       |
|                | 事業の内容     | 投資業                                                                                     |
|                | 大株主及び持株比率 | Knapdale Limited                                                                        |
| 当社との関係         | 出資関係      | 該当事項はありません                                                                              |
|                | 取引関係等     | 該当事項はありません                                                                              |
|                | 設備の賃貸借関係  | 該当事項はありません                                                                              |
|                | 役員の兼務関係   | 該当事項はありません                                                                              |

|                |           |                                                                                         |
|----------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 割当先の氏名又は名称     |           | TOWER SKY PROFITS LIMITED (タワー スカイ プロフィッツ リミテッド)                                        |
| 割当新株予約権総数 (個)  |           | 125,000 個                                                                               |
| 新株予約権引受の際の払込金額 |           | 無償                                                                                      |
| 新株予約権行使の際の払込金額 |           | 1,250,000,000 円                                                                         |
| 割当先の内容         | 住所        | P.O.BOX 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands |
|                | 代表者の氏名    | Callumberg Limited                                                                      |
|                | 資本の額      | US\$50,000                                                                              |
|                | 発行済株式総数   | -                                                                                       |
|                | 事業の内容     | 投資業                                                                                     |
|                | 大株主及び持株比率 | Knapdale Limited                                                                        |
| 当社との関係         | 出資関係      | 該当事項はありません                                                                              |
|                | 取引関係等     | 該当事項はありません                                                                              |
|                | 設備の賃貸借関係  | 該当事項はありません                                                                              |
|                | 役員の兼務関係   | 該当事項はありません                                                                              |

[ご参考]

1. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の名称 株式会社イチヤ第3回新株予約権

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

株式の種類及び数 当社普通株式 250,000,000 株  
(新株予約権 1 個につき 1,000 株)

株式の数の調整

下記(8)に従って、新株予約権の行使により発行又は移転する新株式 1 株あたりの行使価額の調整がなされた場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整される。但し、1 株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

株式数 = 払込金額 ÷ 行使価額

(3) 発行する新株予約権の総数 250,000 個

(4) 新株予約権の発行価額 無償

(5) 新株予約権の割当先及び割当数 特定の第三者に割り当てる。

(6) 新株予約権の申込期日 平成 17 年 4 月 19 日

(7) 新株予約権の発行日 平成 17 年 4 月 20 日

(8) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 (以下、「行使価額」という。)

行使価額は、1 個につき 10,000 円 (1 株につき 10 円)

行使価額の調整

行使価額は、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合は次の算式により調整される。(なお、次の算式において「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行し又は自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」には当該発行又は処分される株式数を含むものとする。) 但し、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの発行・処分価額}}{1 \text{株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、行使価額は、株式の分割もしくは株式併合の場合、時価を下回る払込価額で自己株式を処分する場合、株式に転換できる証券を発行する場合、又は新株予約権もしくは新株予約権を付与された証券の発行が行われる場合等にも調整される。

(9) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の総額

2,500,000,000 円

(10) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額

1 個につき 10,000 円 (1 株につき 10 円)

(11) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

2,500,000,000 円

(12) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れない額

新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中、資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額とは、当該発行価額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(13) 新株予約権の期中行使があった場合の取扱い

本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金( 商法 293 条ノ 5 による金銭の分配 ) は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間( 現在 7 月 31 日及び 1 月 31 日に終了する各 6 ヶ月の期間 ) の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

(14) 新株予約権の行使期間

平成 17 年 4 月 21 日から平成 19 年 7 月 31 日まで。

但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(15) 新株予約権の行使条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

(16) 株式交換・株式移転における新株予約権の承継

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、次の に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限るものとする。

承継される新株予約権の内容の決定の方針

(ア) 目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

(イ) 目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整後 1 株未満の端数は切り捨てる。

(ウ) 権利行使に際して払込むべき金額

承継前における価額と同額

(エ) 権利行使期間

承継前における権利行使期間に同じ

(オ) その他の権利行使の条件

原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換又は株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。

(カ) 消却事由及び消却条件

原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換又は株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。

(キ) 新株予約権の譲渡制限

完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(17) 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を受けなければこれをすることができない。

(18) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社に当該新株予約権の所有権が移転した場合には、これを当社取締役会の承認を得た後、無償にて消却することができる。

(19) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券の発行はこれを行わないものとする。

(20) 新株予約権の発行価額及び新株予約権の行使に際し払込をなすべき額の算定理由

新規事業用資金と運転資金を機動的に調達すること及び財務体質の改善を図るため新株予約権を発行するものであります。また、当社の株価の推移状況（業績の低迷等から当社の株価は低迷状態である。）からブラックショールズモデルによる算定は適切でないと判断し、当社の財務状況と今後の業績見通し（平成 17 年 7 月期売上高は 750 百万円、経常損失は 450 百万円）を踏まえて、新株予約権の発行価額は無償といたしました。

また、行使価額は当社の株価の推移状況から最近の取引値の最低価格といたしました。

(21) 募集の方法

第三者割当の方法による。

(22) 新株予約権の行使請求受付場所

当社高知本社 管理部

(23) 前期各号については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

2. 新株予約権発行の日程（予定）

|                     |                                       |
|---------------------|---------------------------------------|
| 平成 17 年 2 月 18 日（金） | 新株予約権の発行に関する取締役会決議<br>新株予約権の発行決議通知書提出 |
| 平成 17 年 3 月 11 日（金） | 取締役会決議（割当先・割当個数の決定）                   |
| 平成 17 年 3 月 31 日（木） | 臨時株主総会開催日（上程・決議）<br>有価証券届出書を財務局に提出    |
| 平成 17 年 4 月 15 日（金） | 届出書効力発生日                              |
| 平成 17 年 4 月 19 日（火） | 新株予約権申込期日                             |
| 平成 17 年 4 月 20 日（水） | 新株予約権の発行日                             |
| 平成 17 年 4 月 21 日（木） | 権利行使開始日                               |

以 上